

| |
|---------------|
| 尼崎市地域公共交通会議資料 |
|---------------|

| |
|----------|
| 資料 第 1 号 |
|----------|

| |
|------------------|
| 平成 26 年 12 月 9 日 |
|------------------|

尼崎市地域公共交通会議運営関係資料

尼崎市

目 次

| | | |
|---|---------------------------------|-----|
| 1 | 尼崎市地域公共交通会議設置根拠・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 1 |
| 2 | 尼崎市地域公共交通会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 5 |
| 3 | 尼崎市地域公共交通会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 6 |
| 4 | 尼崎市地域公共交通会議における傍聴取扱要領・・・・・・・・ | P 8 |

尼崎市地域公共交通会議設置根拠

地域公共交通会議については、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）により、次のとおり規定されている。

(1) 道路運送法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。

2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

4 この法律で「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業をいう。

5 この法律で「自動車道事業」とは、一般自動車道を専ら自動車の交通の用に供する事業をいう。

6 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車をいう。

7 この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道をいう。

8 この法律で「自動車道」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。）が専らその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
- イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

6 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。
- 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

(2) 道路運送法施行規則（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出）

第九条 法第九条第三項又は第四項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設定又は変更しようとする運賃等を適用する路線
- 三 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合には、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
- 四 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
- 五 実施予定日

2 **法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（第九条の三第一項第二号から第五号に掲げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協議会」という。）において協議が調つていることを証する書類を添付するものとする。**

3 次に掲げる場合には、第一項中「当該運賃等の実施予定日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

- 一 当該路線について他の一般乗合旅客自動車運送事業者が現に適用している運賃等と同一の運賃等の設定又は変更の届出をする場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、法第九条第六項各号に該当しないものとして国土交通大臣（運賃等の届出の受理の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長）が必要ないと認めるとき。

（法第九条第四項の合意しているとき）

第九条の二 **法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村**

長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。
以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

尼崎市地域公共交通会議委員名簿

(敬称略)

| 区分 | | 職名 | 氏名 |
|----|------------|--|--------|
| 1 | 市 | 尼崎市企画財政局政策部長 | 山本 敏史 |
| 2 | 交通事業者 | 阪神バス株式会社業務部長 | 野口 一行 |
| 3 | | 阪急バス株式会社取締役自動車事業部長 | 河崎 浩一 |
| 4 | | 尼崎市交通局次長 | 白畑 優 |
| 5 | | 尼崎交通事業振興株式会社次長 | 末吉 耕一 |
| 6 | | 伊丹市交通局 総務課長 | 河南 佳孝 |
| 7 | | 公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事 | 中澤 秀明 |
| 8 | | 一般社団法人兵庫県タクシー協会 神戸・阪神間支部長 兼 和光タクシー株式会社 代表取締役 | 五十嵐 一俊 |
| 9 | | 市民・利用者 | 公募市民 |
| 10 | 公募市民 | | 福田 康代 |
| 11 | 運転者の組織する団体 | 兵庫県交通運輸産業労働組合協議会阪神地域協議会議長 | 白井 康民 |
| 12 | 道路管理者 | 兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所管理第1課長 | 足立 正道 |
| 13 | 国 | 国土交通省神戸運輸監理部首席運輸企画専門官(輸送部門) | 清水 俊博 |
| 14 | 警察 | 兵庫県尼崎東警察署交通課長 | 森田 高敏 |
| 15 | | 兵庫県尼崎南警察署交通課長 | 俵原 眞二 |
| 16 | | 兵庫県尼崎北警察署交通課長 | 吉田 義人 |
| 17 | 学識経験者 | 兵庫県立大学大学院教授 | 瓦田 太賀四 |
| 18 | | (株)社会システム総合研究所代表取締役 京都大学経営管理大学院経営研究センター特命教授 | 西田 純二 |

尼崎市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 尼崎市地域公共交通会議(「以下「交通会議」という。)」は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うため設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、サービス水準及び運賃等に関すること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定するネットワーク計画の作成及び変更に関すること。
- (3) 前各号に掲げるものの他、交通会議が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 交通会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表1に掲げる者により構成する。

(会長等)

第4条 交通会議に会長を置く。会長は、構成員の互選により定める。

- 2 会長は交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、予め会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 第3条の構成員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が交通会議の構成員となっている場合の任期については、前任者の残任期間とする。

(会議の運営等)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 交通会議は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 4 交通会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 交通会議は、原則として公開する。
- 6 構成員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡・通報窓口を交通会議の事務局に置く。

8 交通会議の事務局は、企画財政局政策部に置く。

(文書協議)

第6条 前条の規定に関わらず、交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取り扱い、並びに、法令、制度の変更に伴い会議を開会する暇のない場合については、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

2 前項の規定による決議については、前条第4項の規定に準じる。

(協議結果の取扱)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の遵守及び誠実な履行に努めるものとする。

(部会)

第8条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を協議するため部会を置くことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し、必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年11月26日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される交通会議は、第5条の規定に関わらず、市長が招集する。

別表

| |
|--|
| 尼崎市長又はその指名する者 |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の推薦する者 |
| 住民又は利用者 |
| 近畿運輸局長又はその指名する者 |
| 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の推薦する者 |
| 尼崎市域を管轄する警察署長又はその指名する者 |
| 学識経験者 |
| 関係行政機関の職員その他市長が交通会議の運営上必要と認める者 |

尼崎市地域公共交通会議における傍聴取扱要領

1 目的

この要領は尼崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会議の傍聴に関する必要事項を定めるものとする。

2 傍聴の取扱

交通会議の会議は傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、交通会議の決議により、全部又は一部の傍聴を認めないことができる。

- (1) 個人情報に関する事項の協議
- (2) 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項の協議
- (3) その他傍聴させることが公正又は円滑な協議に支障となる場合

3 会議開催の周知

交通会議の開催日時等の周知を図るため、会議の開催日の概ね一週間前から、日時、場所、議題及び傍聴者数等を記載した交通会議開催の通知を市役所本庁舎北館 1 階掲示板に掲示する。

4 傍聴の定員

傍聴の定員は、10 人を限度とし、交通会議の開催場所の規模等を勘案して、会長が決める。

5 傍聴の手続き等

会議の傍聴は、次の手続きにより傍聴券の交付を受けた者に対して認める。

- (1) 傍聴希望の受付は、会議開催場所に参集した傍聴希望者に対して、会議開会時刻の 1 時間前から行う。
- (2) (1) の場合において、傍聴希望者の受付順に整理番号を記載した整理券を発行する。会議開会 30 分前の時点で、傍聴希望者に傍聴券交付申込書を配布する。ただし、傍聴希望者の数が傍聴の定員を超えるときは、整理番号の若いものからくじによる抽選を行い、当選した者に傍聴券交付申込書を配布する。
- (3) 会議開会 30 分前の時点で傍聴希望者が傍聴の定員に満たない場合は、会議開会 15 分前までに参集した傍聴希望者にも、定員に達するまで先着順に傍聴券交付申込書を配布する。なお、会議開会 30 分前から 15 分前の間に、傍聴希望者が定員を超えても抽選は行わない。
- (4) 傍聴券交付申込書の配布を受けた者は、必要事項を記入し、係員に提出のうえ、傍聴券の交付を受ける。
- (5) 傍聴券の交付を受けた者は、この要領に定める事項に従わなければならない。
- (6) 発行された整理券、傍聴券交付申込書及び傍聴券は他の者へ譲渡及び貸与できない。

6 報道機関の傍聴希望者

尼崎市市政記者名簿に記載された報道機関の記者は、交通会議の会議を傍聴することができる。この場合、原則として各社1人に限定し、受付は会議開会の15分前までとする。なお、事務の簡素化、迅速化を図るため、報道関係者の傍聴手続きについては身分証明等で確認したうえ、報道関係者傍聴受付名簿に自署させ、傍聴席に誘導する。

7 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

会議中の写真、映画等の撮影、録音及び録画等を禁止する。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者は、この限りではない。

8 傍聴することができない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、交通会議の傍聴をすることができない。

ア 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 貼り紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

エ はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

オ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

カ ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者

(2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある等傍聴させることが適切でないことと会長が認めた者は、傍聴席に入ることができない。

(3) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者等が随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持できるものと会長が認めた場合は、この限りでない。

9 傍聴人の守るべき事項

(1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守るものとする。

ア みだりに傍聴席を離れないこと。

イ 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

ウ 私語、談話、拍手等をしないこと。

エ 飲食をしないこと。

オ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

カ 係員の指示に従うこと。

(2) 傍聴人は、メモをとることができる。

(3) 会長は、傍聴人がこの要領のいずれかに違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に対して退場させることができる。

10 傍聴人の退場

傍聴人は、交通会議の決議により公開しないこととされた事項が協議されるとき等

退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

付 則

この要領は平成26年11月26日から実施する。